

## 広島県告示第百五十四号

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）第二十三条第一項の規定によつて、条例第五十四条第一項及び第二項に規定する個人の事業税の申告に関する期限のうち、その期限が令和三年三月十五日のものについては、その期限を令和三年四月十五日まで延長する。

令和三年二月二十五日

広島県知事 湯崎英彦